

# 放送における原盤権（著作隣接権）の使用承諾書

本案内書に基づき、原盤権（著作隣接権）に関する使用の許可承諾をします。



承諾者	承諾日	年	月	日
承諾事業者名				
代表者及び担当者	サイン印			

## 1、はじめに

この書は、承諾者が保有する原盤の権利（原盤権・著作隣接権）を本書で定めた範囲内で使用することをMEVIEWSAラジオ（株）ファスニングジャーナル）に認めたことを証明したものであり、本書類ご記入後から有効となります。あらかじめ、本承諾書に記す以下の事項を十分にご理解して頂き、ご捺印およびサインの上、ご承諾くださいますようお願い致します。

## 2、原盤権（著作隣接権）使用の承諾

原盤権（著作隣接権）使用の承諾は本書をもって全ての原盤に有効としますが、MEVIEWSAラジオは承諾者から提出された「承諾済原盤使用許可書」に記載される原盤のみの使用に限定します。尚、ここでいう原盤権とはアーティストの実演、伴奏効果音、背景音等を収録した磁性テープ、その他将来開発され得る一切の固定媒体の権利で、レコードまたはビデオの複製・頒布に適すると権利保有者が認めたも原盤の権利をいいます。著作隣接権は著作権法に定義します。

## 3、承諾原盤の使用目的と範囲

MEVIEWSAラジオ内のコンテンツ「ラジオ放送」に関わる音源使用と原盤情報の表記に使用することを目的としており、承諾した原盤権（著作隣接権）の使用範囲はこれらコンテンツに必要な権利とします。

## 4、使用許可する原盤

承諾者がMEVIEWSAラジオに対し、承諾をした原盤の使用許可するには「承諾済原盤使用許可書」の届出が必要となります。また、使用許可する承諾済み原盤の追加及び解除は、随時、承諾済原盤使用許可書の届け出が必要となります。

## 5、各種手続き

原盤供給承諾の手続きは、直接のお手続きの他郵送でも取り扱っております。承諾済原盤使用許可のお手続きは、直接のお手続き・郵送に加え、インターネット・FAXでも取り扱っております。

## 6、原盤権（著作隣接権）に対する使用料

先の2・3・4項目目を踏まえ、原盤権（著作隣接権）の使用ににかかわるその使用料（付随するあらゆる報酬）は無償での提供とします。

## 7、承諾の解除と名称変更

承諾者の届出があり、両者協議の下、本承諾書の効果を失効します。また、MEVIEWSAラジオあるいは承諾者の組織が変更された場合においても引き続き本承諾書は有効となります。